**平成２４年（フ）第２０５号**
奈良県天理市櫟本町734番地５
債務者　戸田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第２１１号**
奈良市肘塚町16番地の５　レイセニット奈良グラン・ヴェルジェ101号
債務者　長谷川栄子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第２８６号**
広島市佐伯区海老園１丁目13番31―202号
債務者　赤松　正彦
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第５３９号**
広島市安佐南区祇園１丁目36番９―202号
債務者　佐々木弘信（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第７７号**
富山県高岡市本丸町９番26号、旧住所富山県高岡市大坪町３丁目７番２号
債務者　国崎　千秋
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第３８５号**
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―２棟402号
債務者　中西　　聰
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第５１９号**
京都府宇治市広野町寺山15番地
債務者　松岡こと　潘　美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６５０号**
京都市右京区梅津上田町45番地２
債務者　松井　康次
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６６３号**
京都市山科区上花山講田町22番地の13
債務者　前田　好夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第６６４号**
京都市山科区上花山講田町22番地の13
債務者　りこうこと　前田由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１９号**
京都市左京区吉田河原町１番地６　エーデルハイム鴨川406号
債務者　三浦　尚美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８２７号**
京都市右京区常盤西町18番地　グランドールトキ406
債務者　中原　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１０５号**
兵庫県尼崎市三反田町２丁目７番32号
債務者　川崎　百合（旧姓真田）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３６１号**
兵庫県尼崎市額田町16番16号　松本マンション２―101号、前住所兵庫県尼崎市次屋３丁目７番２号
債務者　長田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４００号**
兵庫県西宮市広田町11番３―405号、前住所兵庫県西宮市天道町12番６―102号
債務者　内藤　弥穂（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６８号**
鳥取県鳥取市吉成1055番地　吉成団地34号、旧住所鳥取県鳥取市青葉町２丁目204番地３フローレンス青葉町グランドアーク801号
債務者　野々崎敦氏
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
鳥取地方裁判所民事部